

議案第2号

令和8年度事業計画(案)

我が国においては、高齢化と人口減少が同時に進行している。令和7年7月1日時点で65歳以上人口は3,620万人、高齢化率は29.3%とされ、今後も当面、人口減少と高齢化率の上昇が継続することが見込まれている。現役世代(労働人口)の減少は、地域社会の担い手不足や社会保障制度の持続可能性など、社会構造に多面的な影響を及ぼす。

こうした社会構造の変化は、相続・遺言、空き家・所有者不明土地等の課題を一層顕在化させる。過料適用が本格化する相続登記義務化への対応を継続しつつ、令和8年2月開始の所有不動産記録証明制度、同年4月開始の住所変更登記義務化等の新制度も見据え、会員の実務対応力の向上と、市民に対する周知・相談体制の充実を図る必要がある。引き続き、日司連の「相続登記相談センター」及び本会において運営する「相続センター」の周知・広報活動に注力していく必要がある。空き家・所有者不明土地問題については、自治体・裁判所等と連携し、「各種財産管理人候補者名簿」の活用を含めて対応していく。

また、社会全体のデジタル化は、行政・司法手続の領域においても加速している。改正民事訴訟法は令和8年5月21日に施行され、事件管理システムを用いたオンライン申立て等が本格化するとともに、本人訴訟におけるIT利用困難者を支援する「本人サポート」制度の整備も進められており、裁判事務の担い手として市民の需要に応える必要がある。登記分野においても、完全オンライン化を見据えた制度整備や本人確認方法のデジタル化にいち早く対応しながら、登記制度の真正担保機能を堅持する必要がある。民事法において重要な改正が続いており、実務の視点から論点を精査しつつ対応を継続していく。

さらに、熊本県においては、世界的半導体メーカーの事業進出等を背景として、渉外案件を含む国際化への対応が求められている。関係機関との連携を図りながら、渉外業務に取り組むための環境整備を行っていく。

企業法務については、少子高齢化に伴う中小企業の後継者不在が深刻化しており、事業承継・組織再編等への専門的対応が必要である。地域経済の持続性確保の観点から、関係機関と連携しつつ、企業法務関連業務の推進を図る。

権利擁護分野では、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度～令和8年度)への対応が最終年度を迎えることを踏まえ、リーガルサポート熊本支部、家庭裁判所、行政機関との連携を一層強化し、成年後見制度を中心とする家事事件への取組みを推進していく。加えて、国会において成年後見制度改正法案の審議が予定されることから、制度改正動向の把握と実務への的確な反映を図る必要がある。未成年後見についても、家庭裁判所・関係機関と連携し、相談対応・受任体制の整備及び適切な運用の支援に取り組んでいく。

司法支援分野では、地域住民の司法アクセス確保の観点から、司法過疎地域を含む県内各地における相談体制の充実、関係機関との連携強化等に取り組む必要がある。併せて、災害発生時の支援体制整備等、地域課題への機動的対応を図る必要がある。

消費者被害については、IT技術の濫用・悪用による被害が多発しており、消費者契約法・特定商取引法等の見直しに向けた検討が進められている。SNS等に起因する新たな類型の被害も注視しつつ、被害の未然防止・軽減の観点から、相談対応の充実及び法教育等の予防法務事業を継続して実施していく。

今後の会員数の動向を注視し、組織・財務の在り方を検証していく。

以上のとおり、令和8年度の事業を展開していくため、特に下記の事業に重点をおく。

1 重点事業

(1) 相続関連業務の推進並びに空き家・所有者不明土地問題への取組み

所有者不明土地問題への対応として導入された相続登記の申請義務化は、令和6年4月1日から施行され、制度開始後も相続登記に関する相談及び申請の需要は引き続き高い水準で推移している。加えて、令和6年4月1日以前に発生した相続については、本年度末である令和9年3月31日をもって申請義務期間を経過する登記が発生することとなるため、今後はその対応を含めた相談需要の高まりも見込まれる。相続登記の適正かつ円滑な履行を支えるため、寄せられる相談に的確に対応できるようにする必要がある。法務局や自治体等とも協力をしながら相続に関する情報の提供、相談会の開催等を通して十分に伝えていく。また、日司連の相続登記相談センター、本会の相続センターの広報を引き続き充実させ、相続・遺言の専門職能として司法書士のイメージ定着に注力する。さらに、制度広報として例年実施している「相続登記はお済みですか相談会」「相続・遺言についての法律教室&無料相談会」並びに行政や各種団体が実施する高齢者を対象とした相続・遺言などの法律教室への講師派遣、相談会への相談員派遣を今年度も継続して実施する。

空き家・所有者不明土地問題に対しては、引き続き相談会への相談員派遣や協定の締結等、自治体との連携を図っていく。また、地方裁判所及び家庭裁判所からの各種財産管理人推薦依頼については、各種財産管理人候補者名簿に登載する会員数を充実させ、各種財産管理業務に関する専門性を備えた会員を財産管理人候補者として推薦していくことで対応する。引き続き、実践的な研修を実施することで、会員の各種財産管理業務に関する専門性をより一層、高めていく。

令和8年2月開始の所有不動産記録証明制度及び同年4月開始の住所変更登記義務化については、周知を図っていく。

(2) 登記業務及び裁判業務の充実と法改正、デジタル化への対応

熊本地方法務局、熊本簡易裁判所及び熊本地方裁判所との意見交換を引き続き行い、会員に対して実務に関する情報伝達を行う。

登記業務においては、令和8年3月1日に運用開始された特別委任方式による登記原因証明情報の作成に伴い、登記原因証明情報等の添付情報の電磁的方法による作成やマイナンバーカードを利用した電子署名・公的個人認証有効性確認システムの活用が促進される状況にあることから、これらの新たな実務対応に関する情報を収集し、必要に応じて会員への周知及び研修等を行う。

裁判業務に関しては、改正民事訴訟法が令和8年5月21日に施行され、事件管理システムを用いたオンライン申立て等が本格化するとともに、本人訴訟におけるIT利用困難者を支援する「本人サポート」制度の整備も進められている。認定司法書士は簡易裁判所におけるオンライン申立て義務化への対応が求められることから、新たな制度及び運用に関する情報を収集し、実務対応上の課題を整理した上で、会員への周知及び必要な対応の検討を行う。

各業務におけるデジタル化への対応については、デジタル化特別委員会において、情報の収集と分析を行い、必要に応じて会員に情報を伝達する。

(3) 企業法務関連事業

中小企業に対し、事業承継や組織再編等による会社自治、各種総会の運営等について助言していくための研究を実施する。予防司法的側面から契約書等の法律文書作成について司法書士が活用されるよう企業法務への関与についての研究を実施する。

世界的半導体メーカーの熊本への事業進出に伴い、司法書士業務においても国際化への対応が求められている。渉外業務に関する研究を実施するとともに、関係機関と連携を図るなど、渉外業務に取り組むための環境整備を行っていく。

(4) 成年後見制度を中心とした家事事件の取組みの推進

令和4年度から令和8年度までの5か年計画として策定された第二期成年後見制度利用促進基本計画は、今年度、最終年度となる。リーガルサポート熊本支部と連携、協働し、家庭裁判所や自治体、福祉機関等と共に利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善を目指す。加えて、国会において成年後見制度改正法案の審議が予定されることから、制度改正動向の把握と実務への的確な反映を図る。未成年後見についても、リーガルサポート熊本支部と連携、協働し、制度の適切な運用の支援に取り組んでいく。

成年後見業務についての定期的な研修会も継続して実施し、会員の倫理意識を涵養し、研鑽を深めることに努める。

また、家事事件全般について書類作成支援業務の受託を推進し、これらの研究を進めていく。

(5) 司法支援関連事業

日本司法支援センター（法テラス）との連携を通して、民事法律扶助制度の利用を促進する。

法テラスの指定相談場所である「熊本県司法書士会総合相談センター」については、広く市民・行政機関に広報し、相談件数の増加に力を入れていく。

「少額事件に対する報酬補助制度に関する規程」に基づき、少額な簡裁代理業務について報酬を補助することにより裁判業務の受託を促進する。

熊本県司法書士会調停センターについては、令和6年度、諸規則の改正により対応できる紛争類型が拡張され、また、執行力付与に関する特定和解に関する規程も設けられた。引き続き、市民が利用しやすいものとするため、運用改善を検討し、その活用を推進する。

(6) 社会貢献活動事業

多重債務問題や高齢者・障がい者、若年層の消費者被害に関する問題等は依然として存在している。特に、IT技術の濫用・悪用による被害や、SNS等に起因する新たな類型の被害については、引き続き注視しなければならない。それらの問題に対応するため、本会が主催する各種相談会を充実させるとともに、自治体が開催する相談会に積極的に会員を派遣する。司法拡充を要する地域における相談会の実施にも力を入れる。併せて、災害発生時の支援体制整備等、地域課題への機動的対応を図る。

経済的困窮者の人権擁護活動も継続的に取り組んでいく。また、予防治務の観点から、引き続き高校生法律教室や子ども法律教室等の法教育事業を実施する。

司法書士の認知度向上のために、様々な機会・媒体を活用し、司法書士会・司法書士業務の広報を展開していく。

平成28年熊本地震に関して、本会が行った市民救援活動等の検証作業を取りまとめ、将来発生する自然災害時に活用できる資料を発行する。

2 会館に関する事業

市民に対して開かれた会館としての機能を高め、会員の利便性の向上を図るため、必要な設備を充実させていく。また、将来の資料とするため、今回の会館建設事業に関して記録する。

3 その他恒常的事業

(1) 自治に関する事業

- 司法書士倫理の啓蒙
- 組織機構、会則諸規則等の整備
- 少額事件に対する報酬補助制度の運用
- 非司法書士排除活動
- 司法書士制度の研究

(2) 職務に関する事業(前記重点事業以外)

- 法改正への対策
- 職務改善に関する企画
- 専門、周辺知識に関する情報収集、提供
- 書籍のあっせん

(3) 社会活動に関する事業

- 法律相談会の開催
- 相談員の派遣
- 研修会等への講師の派遣

(4) 広報に関する事業

- 会報の発行

- 法制度一般、司法書士制度等に関する広報
 - インターネット、SNS等による広報
- (5) 福利等に関する事業
- 会館、事務局の整備
 - 会員間の親睦に関する事業
- (6) その他
- 諸団体、諸機関との交流及び協働
 - 政治連盟、公嘱協会、リーガルサポート熊本支部、青年会との協働